令和７年２月

学校プールの整備について

「学校プールの整備に関する基本的な方向性（令和７年２月）」を踏まえ、現時点で、自校外プールを利用していく学校について、以下のとおり整理した。

１　選定の条件

（１）移動時間は、徒歩又はバスを利用することにより、片道２０分程度であること。

（２）徒歩の場合は猛暑等の影響に配慮し、安全な時期に実施できること。

（３）バスを利用する場合は、大型バスとし、学校周辺の交通渋滞や交通事故防止のために交通環境へ配慮するとともに、児童が安全に乗降できるよう、学校敷地内への円滑な入場や、大型バスが停車できる場所が確保されていること。

２　自校外プールを利用する学校

（１）再整備を進めている東部公園プールを利用する学校について

「東部公園プール再整備・萩山公園プール跡地活用に関する基本的な考え方（令和５年５月）」で示された５校のうち、以下の３校については、現在、再整備を進めている東部公園プール（以下「東部公園プール」という。）の供用開始時期（令和１１年度）にあわせ利用することとする。なお、残りの２校（小平第二小学校、小平第七小学校）については、現状、大型バスが学校敷地内へ円滑に入場することや、学校敷地内へ大型バスの停車場所を確保することが出来ないことから、東部公園プールの利用を見送ることとした。

①小平第五小学校

徒歩移動とし、水泳指導の実施時期については、暑さ対策等を踏まえ授業日程を検討する。

②小平第十一小学校

大型バス移動とし、児童の安全確保のため、学校及び東部公園内に大型バスの停車場所を確保する。

③花小金井小学校

徒歩移動とし、水泳指導の実施時期については、暑さ対策等を踏まえ授業日程を検討する。

（２）民間プール等を利用する学校について

①小平第一小学校

本校は、現在、自校のプールが水漏れにより使用不可となったことから、令和４年度から市内の民間プールを徒歩移動で利用している。また、本校からは、徒歩で、市民総合体育館まで片道２０分程度で移動することが可能である。

現在、民間プールをすでに利用しており、水泳指導も確実に実施できていることや既存プールを長寿命化するよりも費用が安価となることなどを踏まえて、引き続き、自校外プールを利用することとする。なお、既存プールの解体等については、別途、検討する。

また、現時点では、民間プールの利用を前提とするが、市民総合体育館プールの利用の可否について、運営事業者と協議したうえで、費用対効果等を踏まえ検討する。

②小平第十三小学校

本校は、「小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画（令和６年３月）」に基づき、基本設計を進めており、学校プールの整備については、自校へのプールの設置又は自校外プールの利用のどちらとするか検討することとしている。

学校プールの整備にあたっては、自校外プールを利用する場合、市民総合体育館プール及び民間プールまでの移動時間が大型バスで片道２０分程度であることや、学校の更新の際は、大型バスの停車場所も確保できること、自校にプールを設置するよりも費用が安価となることなどを踏まえて、自校外プールを利用することとする。

なお、市民総合体育館プールか民間プールのどちらを利用するかについては、市民総合体育館プールの利用の可否について、運営事業者と協議したうえで、費用対効果等を踏まえ検討する。

３　その他の学校について

その他の小学校については、東部公園プール及び市民総合体育館プールの利用に関して検討するとともに、既存プールの長寿命化を図ることや、老朽化による大規模な補修が見込まれる場合は、各学校プールの状態を踏まえ、整備方法について、個別に検討することとする。

中学校のプールについては、部活動の地域展開に関する国の動向などを注視しながら、当面の間、自校内にプールを維持することとする。

なお、耐用年数が到来している既存プールについては、整備方法を検討するため必要に応じて、劣化状況を確認したうえで、検討することとする。